

○内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 登米市
- 二 構造改革特別区域の名称 登米市観光どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 登米市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県佐波郡玉村町
- 二 構造改革特別区域の名称 玉村町国際教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 群馬県佐波郡玉村町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 葦崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 武田の里にらさきワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 葦崎市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 塩尻市
- 二 構造改革特別区域の名称 桔梗ヶ原ワインバレー特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 塩尻市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三豊市
- 二 構造改革特別区域の名称 三豊市フルーツリキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三豊市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県高岡郡中土佐町
- 二 構造改革特別区域の名称 中土佐町ふるさと農業資源活用特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知県高岡郡中土佐町の区域の一部（大野見地区）（詳細は内閣府において
閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊佐市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊佐市子ども発達支援センター―安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊佐市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

（九三九）